

## 石川県卯辰山相撲場・石川県立武道館・兼六園弓道場の平成23年度管理状況

施設所管課	教育委員会 スポーツ健康課
指定管理者	石川県体育協会グループ 代表 谷本正憲
指定期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日

### (1) 管理業務の実施状況

業務内容 (協定・条例に規定)	具体的な業務(仕様書、事業計画)の実施状況 〔不十分な場合、その理由、指摘事項を記入 新規業務に関しては、新規であることが分かるよう記入〕
使用する者への利便の提供に関する業務	<p>施設の利用受付、案内等の接遇向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接客、電話応対等には不快感を与えないよう、月例のミーティングにおいて親切的な接遇の周知、確認を行っている。</li> <li>施設のホームページでイベント情報や館内案内等の情報提供を行うとともに、予約状況を提供している。</li> </ul> <p>利用者の苦情・意見の把握・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競技の特性に応じ開館時間を早めるなど、柔軟性をもった管理運営を実施している。</li> </ul> <p>その他特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行事に応じ多数の駐車場が必要な際には、周辺施設の協力を得て駐車台数の確保に努めている。</li> <li>武道教室にも対応できる武道の指導者たる職員を配置している。</li> </ul>
利用の促進に関する業務	<p>自主事業の企画・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柔道教室(4,748人)、剣道教室(5,650人) 弓道教室(3,125人)、なぎなた教室(268人)</li> </ul> <p>施設の情報提供、広報、広告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの適切な更新による運用</li> <li>各種広報誌に武道教室等の掲載依頼</li> <li>周辺店舗に武道教室の募集ポスター掲示依頼</li> <li>来館者へのパンフレットの配布</li> <li>弓道を行うことで心身の鍛練につながる等の効果を啓発する教本を提供している。</li> <li>主要弓道大会の開催ポスターを掲示し情報を提供している。</li> </ul> <p>周辺地域、関係機関との連携・協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トレーニング施設として、いしかわ総合スポーツセンターを利用者に紹介している。</li> <li>都道府県立武道館協議会、石川県立武道館協議会と連携し、指導者育成や青少年の武道振興を図っている。</li> </ul>
使用の許可に関する業務	<p>使用許可、使用料の徴収、納入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用許可の件数(2)②参照)</li> <li>使用料の収入実績(3)参照)</li> </ul>

<p>施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務</p>	<p>清掃：</p> <p>武道館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常作業は常駐者2人で使用頻度によりメリハリをつけ作業した。特にトイレは点検回数を増やし清潔を維持している。</li> <li>・ 定期清掃は利用者の迷惑にならないよう集中的に実施</li> <li>・ 構内清掃は落葉等が近隣住民に迷惑にならないよう配慮</li> </ul> <p>卯辰山相撲場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不審者対策として多目的トイレは通常施錠管理</li> <li>・ トイレ用紙の適切管理</li> </ul> <p>兼六園弓道場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理員が行った。</li> </ul> <p>保守点検：消防設備、ボイラー、電気工作物、貯水槽、浄化槽（卯辰山相撲場）について回数を定め、通常点検、定期点検等を専門業者に外部委託</p> <p>警備：巡回ルートを作成しそれに従い全日巡視</p> <p>火災・盗難・損壊行為の予防、駐車場整理、不審者不審物の処置、火気の点検確認、館内各室の消灯確認ほか</p> <p>小規模修繕：弓道場遠的用置入替、剣道場床メンテナンス、相撲場土俵整備、例温水循環ポンプ取替など</p>
<p>（その他知事が必要と認める業務）</p>	<p>緊急時の対応・安全管理などの危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理マニュアルを策定、防災訓練の実施、AEDの操作習熟、バッテリー・パッドの交換</li> </ul> <p>個人情報管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本協定（個人情報の取扱いに係る特記事項）に基づき、管理している。</li> </ul>

（2）施設の利用状況

①利用指標（（設定している場合）利用人数、稼働率などの数値目標）

指標	H22年度 (参考)	H23年度	前年度比	増減理由
施設利用者数(人)	99,007	94,852	95.8%	

②使用許可等の状況(武道教室分を含む)

	許可件数	不許可件数	不許可理由
柔道場	23,231	0	
剣道場	20,899	0	
弓道場	30,286	0	
会議室	6,835	0	
屋内相撲場	2,650	0	
多目的室	49	0	
卯辰山相撲場	850	0	
兼六園弓道場	10,052	0	
計	94,852	0	

(3) 使用料の収入実績

利用料金の収入及び減免の状況

	収入額	減免額	減免理由
柔道場	2,202 千円	165 千円	石川県体育施設条例第13条及び石川県体育施設管理規則第18条 石川県主催行事、障害者団体利用 県体協加盟団体利用
剣道場	2,640 千円	49 千円	
弓道場	3,319 千円	199 千円	
会議室	1,410 千円	153 千円	
屋内相撲場	525 千円	20 千円	
多目的室	41 千円	3 千円	
卯辰山相撲場	128 千円	31 千円	
兼六園弓道場	1,230 千円	7 千円	
計	11,495 千円	627 千円	

(4) 収支決算

(千円)

収入		支出	
管理料	41,376	人件費	23,772
利用料収入	11,495	維持管理費	16,324
雑入	14	光熱水費	5,805
		修繕費	2,801
		内部管理費	3,031
		公租公課	765
合計	52,885	合計	52,498
収支差額	387		

(5) その他、県が必要と認める事項（管理の実態を把握するために必要な事項）

①利用者の意見等

(ア) 利用者アンケート結果（平成23年5月～6月実施 有効回答件数 212件）

項目	回答			
	良い	概ね良い	やや悪い	悪い
利用者サービス	41.2%	40.5%	14.4%	3.9%
施設の維持管理	55.1%	36.4%	8.0%	0.5%

(イ) 利用者からの意見、苦情、要望

内容	対応
・駐車場の不足	・周辺施設と連携を図り、駐車台数の確保に努めていることを説明

②事故、故障等

特になし

③その他報告事項など

特になし

## (6) 評価結果

評価項目	結果	所見（工夫、改善点）
①サービスの維持・向上や利用促進に向けた取組みが行われているか。	B	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の意見をアンケートや直接に聞き入れ、できるだけ反映できるよう柔軟な管理運営に心がけている。</li><li>・各武道に精通した講師を配置し専門性を高めている。</li><li>・武道の普及振興のため関係競技団体との連携を緊密にし、県民ニーズにこたえる運営に努めている。</li></ul>
②施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	C	<ul style="list-style-type: none"><li>・駐車場の不足は慢性的であるが近隣機関と連携し、利用に不自由さを与えないよう配慮している。</li><li>・安全に利用ができるよう、仕様書等に基づき適切な施設管理等が行われている。</li></ul>
③適切に管理運営・危機管理を行う組織・体制となっているか。	B	<ul style="list-style-type: none"><li>・適切な職員の配置がなされており、業務に関する研修等が十分になされている。</li><li>・非常時の連絡体制やマニュアルが定められ、安全対策が適切である。</li><li>・個人情報については基本協定に基づき、適切な管理が行われている。</li></ul>
総合評価	B	<ul style="list-style-type: none"><li>・武道の競技力向上や、県民がより武道に親しみやすい環境づくりに基づいた管理運営がなされている。</li></ul>

### ○評価基準

- A（優）：仕様書等に定める水準を大いに上回っており、その結果、優れた実績をあげている。
- B（良）：仕様書等に定める水準を上回っている
- C（可）：概ね仕様書等に定める水準どおり実施されている。
- D（不可）：仕様書等に定める水準を下回っており、改善を要する部分がある。

### ○総合評価

- A（優）：優れた管理運営がなされており、かつ、十分な実績をあげている
- B（良）：優れた管理運営がなされている
- C（可）：適正な管理運営がなされている
- D（不可）：改善が必要である

## (7) 助言・指摘事項

特になし